

・平成29年第4回帯広市議会（定例会）一般質問

○平成29年9月22日（金）質問者：岡坂忠志

○質問通告

1. ふるさと納税について

- (1) ふるさと納税制度の意義と市の考え方
- (2) 返礼品導入に向けた作業状況と特徴
- (3) 企業版ふるさと納税への考え

2. 虐待・暴力から個人の尊厳を守る取組みについて

- (1) 市の現状と横の連携
- (2) 気づき・発見からその後の具体的対応
- (3) 未然防止に向けた取組み

3. 所得・課税状況によるサービス享受格差について

- (1) 享受できるサービスに差をつける合理的理由は
- (2) 市の基本的考えと個別サービスにおける現状
- (3) 誰もが行政サービスの受益者になるために

○質問の趣旨・内容

1. ふるさと納税について

- (1) ふるさと納税制度の意義と市の考え方
- (2) 返礼品導入に向けた作業状況と特徴
- (3) 企業版ふるさと納税への考え

ふるさと納税制度は、自分の生まれた故郷だけでなく、お世話になった地域や応援したい地方、好きな自治体に寄附することによって、その自治体の事業や魅力発信に貢献することが本来の趣旨であり、その応援行為に対して所得税・住民税を控除する優遇措置を講じています。

しかし、そこに応援された自治体からのお礼、即ち返礼品がもらえるということもあり、全国の自治体では、寄附金を集めるために手を変え品を変えて、寄附者（納税者）の嗜好に訴える、いわゆる返礼品合戦が始まりました。その後、国もこうした流れを看過できず、返礼品の目安の割合を示したことは記憶に新しいところです。

帯広市としても、寄せられる寄附金の額と市民税から控除される額との差が大きくなっているということもあり、今年度から返礼品合戦の中に加わるという方向に舵を切っています。

こうしたことを踏まえ、9月13日から始まった返礼品導入に向けた、これまでの作業状況と返礼品の選定に当たっての考え方などについて質問しました。

また、企業版ふるさと納税について、帯広市は多くの地元以外と包括連携協定を結んでいることや、フードバレーとかちの取り組みを通じて、全国の企業等に帯広市の存在を知らしめてきていることを踏まえ、受け皿となる「地域再生計画」策定の考え方について質しました。

2. 虐待・暴力から個人の尊厳を守る取組みについて

(1) 市の現状と横の連携

(2) 気づき・発見からその後の具体的対応

(3) 未然防止に向けた取組み

虐待・暴力は最大の人権侵害です。しかし残念ながら、こうした悲しい事件・事故は後を絶ちません。なぜ起きるのか。それは一つの要因ではなく、複数の要因が重なって、こうした事態が発生しています。無くすことが理想ですが、現実がそれを許してくれません。いかに発生を水際でくい止めるか、起きたとしても、いかにして最小限にとどめるのか。個人の人権を尊重するため、これまでの取組みとめざすべき姿、認識などについて質問しました。

市長から、「近年、子どもや高齢者、配偶者など、立場の弱い者への虐待や暴力による被害が拡大し、重大な人権侵害として深刻な社会問題の一つとなっています。人は生まれながらに有している、個人の尊厳は守られなければなりません。個人としての尊厳、これを脅かす虐待や暴力は決して許されるものではありません。この問題の背景には、家事や育児、介護に伴う不安やストレス、子どもの生育環境や経済的要因など、被害者、加害者がおかれた複雑な事情の存在が指摘されています。さらに、家庭内などで行われる場合が多いため潜在化しやすく、かつ、長期にわたる心身への深刻な影響も懸念されているところであり、関係機関やコミュニティなどとの連携のもと、地域社会全体でその解決に取り組んでいく必要があります」との考え方が示されました。

今後とも、虐待や暴力の根絶に向けて、市民の皆様の理解と協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでいく必要があります。

3. 所得・課税状況によるサービス享受格差について

(1) 享受できるサービスに差をつける合理的理由は

(2) 市の基本的考えと個別サービスにおける現状

(3) 誰もが行政サービスの受益者になるために

社会保障制度（医療・介護保険等）については、本人（個人）の負担能力、担税力に応じて、負担すべき保険料が決定しますが（払う側）、受けることのできるサービスは基本的には差がありません（受ける側）。税金も基本的には同じ考え方です。

市町村の行政サービスにおいても、こうした精神を基本的には踏襲しつつも、個人の負担能力によって、受けることのできるサービスに差が生じている実態もあります。このことを全て否定する訳ではなく、例えば、障がい者サービスに多く見られるように、国の基準だけでは負担が大きい、対象者が限られるサービスに対して、市独自の負担軽減措置を講ずるにあたり、その基準を所得額に求めているケースや、就学援助に代表されるように、保護者の経済力の差による子どもへの格差を是正するため（結果的に享受できるサービスを均等にするため）に、その基準ラインを所得額が一定以下であることに求めている事業もあり、こうした調整には合理的理由があると思います。しかし、すべてのサービスがこうした体系に分類されているかといえばそうでは

ありません。

高齢者おでかけサポートバス事業のように、以前は所得制限を設けていたものを撤廃した事例がある一方で、一時保育や特定不妊治療など、事業の性格から見て所得制限を設けることは馴染まないと思う事業もあります。

市の事業について、一律に制度設計することは無理ですが、所得・課税状況によって受けることができるサービスと受けられないサービスが混在している現状を踏まえ、その基準を設ける考えと市民理解を深める取り組みを求めました。